

三鷹市都市部官民境界基本調査基準点管理保全要領

(趣旨)

第1条 この要領は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき三鷹市が国から移管を受けた都市部官民境界基本調査基準点(以下「基準点」という。)の一般的な取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において基準点とは、次に掲げるものをいう。

(1)国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第1号の規定による都市部官民境界基本調査の実施に伴い、都市部官民境界基本調査作業規程準則(令和2年8月31日総理府令第42号)に基づいて国土交通省が設置した都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点、都市部官民境界基本細部点で、三鷹市に移管されたもの。

(管理主体)

第3条 三鷹市における基準点の管理保全の主管課は、道路管理課とする。

(管理保全)

第4条 何人も、滅失、き損その他の行為により、基準点の効用を害してはならない。

2 市長は、基準点の配置図、設置状況を整理し、使用者の報告によるほか、都市部官民境界基本三角点については、地籍調査が実施されるまでの間、必要に応じて現地調査を行い、その保全に努めなければならない。

3 前項により、基準点の異状が明らかになった場合は、当該基準点の再設又は移転、撤去、廃棄等必要な措置を講じなければならない。また、工事施工者、基準点の設置されている当該土地又は建築物の所有者若しくは管理者(以下「土地所有者等」という。)から基準点の移転の請求があったときは、国土調査法第30条の規定に基づき、これを移転するものとする。

併せて、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課及び東京都知事、土地所有者等への廃止の通知及び占用の終了の処理(占用物件となっている場合)を行う。

4 工事施工者は、事前に基準点の調査を行い、工事の施行により基準点の効用を害することのないよう保全のための措置を講じなければならない。

(基準点の使用)

第5条 基準点を使用して測量をしようとする者は、「基準点使用承認申請書」(様式第1号)により市長に申請し、「基準点使用承認書」(様式第3号)により、使用承認を受けるものとし、測量を完了した後は、速やかに、「基準点確認報告書」(様式第8号)により使用結果を報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地積測量図等を作成するための測量に関し、国又は地方公共団体等(その他の公共団体)及び土地家屋調査士会は、「基準点包括使用承認申請書」(様式第2号)により市長に申請し、「基準点包括使用承認書」(様式第4号)により、使用承認を受けることができるものとし、その承認を受けた者は定められた期日までに「基準点確認報告書」(様式第8号)により使用結果を報告するものとする。

3 基準点を使用して測量をしようとする者は、使用する前に土地所有者等に「基準点使用承認書」(様式第3号)又は「基準点包括使用承認書」(様式第4号)を呈示し、立ち入りの許可を受けなければならない。

(基準点の移転・一時撤去)

第6条 基準点の移転をしようとする者及び基準点の付近でその効用を害する恐れがある行為により基準点を一時撤去しようとする者は、その行為の1月前までに「基準点(移転・一時撤去)承認申請書」(様式第5号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に正当な理由があると認める場合は、速やかに「基準点(移転・一時撤去)承認書」(様式第6号)により承認するものとし、移転・一時撤去の必要がないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 申請者は、前項の承認による移転又は一時撤去の復元を完了したときは、速やかに「基準点(移転・一時撤去)完了報告書」(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

4 三鷹市が行う工事の場合は、前3項の「承認申請」を「協議」に、「承認」を「回答」に読み替えるものとし、所管課長は道路管理課長に対し協議するものとする。

(基準点の復旧)

第7条 基準点を滅失又はき損した者は、三鷹市公共測量作業規程に準拠して、当該基準点を復旧しなければならない。

2 当該基準点を復旧することが困難であり、やむを得ないと市長が認めた場合は、前条に規定する移転の方法によることができる。

(費用の負担)

第8条 第6条に規定する基準点の移転・一時撤去に要する費用は、当該申請者が負担するものとする。ただし、土地所有者等からの請求によるもののほか、市長が必要があると認めた場合を除く。

2 前条に規定する基準点の復旧に要する費用は、その原因者が負担するものとする。

(測量業者の選定)

第9条 第6条に規定する基準点の機能回復のための測量は、測量法第55条の規定に基づき、測量業の登録を受けた業者で三鷹市指名競争入札参加資格登録者名簿に登録されている業者から選定し、道路管理課長の承認を得て施行しなければならない。

2 前項の場合において、特に道路管理課長が認めた場合にはこの限りでない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項についての取扱は、その都度道路管理課長が定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月22日から施行する。

受付番号: _____

年 月 日

基準点使用承認申請書

三鷹市長

住所

申請者 氏名

電話

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

基準点を使用したいので下記のとおり申請します。

記

使用目的		
使用期間	年 月 日	～ 年 月 日
測量地域		
使用基準点番号		
測量の種類方法		
測量計画者	名称	
	委託件名	
	担当者名	
	所在地	
	連絡先	電話 :
測量作業者	名称	
	作業責任者	
	所在地	
	連絡先	電話 :

基準点包括使用承認申請書

三鷹市長

住所

申請者 氏名

電話

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

基準点を使用したいので下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日	～ 年 月 日
測 量 地 域		
使用基準点番号		
測 量 の 種 類 方 法		
測 量 計 画 者	名 称	
	委 託 件 名	
	担 当 者 名	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 :
測 量 作 業 者	名 称	
	作 業 責 任 者	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 :

受付番号: _____

承認番号: _____

年 月 日

基準点使用承認書

様

三鷹市長

印

基準点の使用について下記のとおり承認します。

記

使用目的	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用基準点番号 及び名称	
測量作業者	

承認条件

- 1 基準点周囲の立入りの具体的方法は、三鷹市担当者の指示に従ってください。
- 2 万一、「基準点本体」及び「立入り施設」に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧してください。

担当者

都市整備部道路管理課境界確定係

受付番号: _____

承認番号: _____

年 月 日

基準点包括使用承認書

様

三鷹市長

印

基準点の使用について下記のとおり承認します。

記

使用目的	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用基準点番号 及び名称	
測量作業者	

承認条件

- 1 基準点周囲の立入りの具体的方法は、三鷹市担当者の指示に従ってください。
- 2 万一、「基準点本体」及び「立入り施設」に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧してください。

担当者

都市整備部道路管理課境界確定係

基準点（移転・一時撤去）承認申請書

年 月 日

三 鷹 市 長

住所

申 請 者 氏 名

電 話

（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

基準点の（移転・一時撤去）をしたいので下記により申請します。

記

工事件名					
工事場所		工事期間			
基準点名					
施行主体		担当者		電話	
請負者		担当者		電話	
測量業者		担当者		電話	
添付書類	1 案内図 2 平面図 3 構造図 4 ()				

基準点（移転・一時撤去）承認書

様

三鷹市長

印

年 月 日付で申請のあった基準点の（移転・一時撤去）については
下記の通り承認します。

記

工事件名			
工事場所		工事期間	自 年 月 日 至 年 月 日
基準点名			

承認条件

- 1 年 月 日 までに原状回復を行うこと。
- 2 完了後速やかに基準点（移転・一時撤去）完了報告書を提出すること。
- 3 測量業者については、承認申請書に記載された測量業者を承認する。
- 4 その他： _____

基準点確認報告書

年 月 日

三鷹市長

住所

氏名

電話

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

基準点の精度について下記のとおり確認測量を実施しましたので測量成果を報告します。

記

工事件名					
工事場所		工事期間			
基準点名					
施行主体		担当者		電話	
請負者		担当者		電話	
測量業者		担当者		電話	
添付書類	1 案内図 2 測量記録書 3 計算書 4 成果表 5 測量成果図 6 ()				